

< 施策名 >

施策	<b>親子の健やかな発達への支援</b>
10	

< 基本方針 >

赤ちゃんを安心して産むことができ、親子の愛情を育み、子どもの心と体が健やかにのびのびと育つことのできるまちをめざします。

将来の父性・母性を育み、自らの命の大切さとお互いの性を尊重し合える取り組みを進めます。

妊娠期を健康的に過ごし、安心して出産できるよう支援するとともに、乳幼児の疾病対策・むし歯予防を推進し、乳幼児が健やかに成長・発達するよう支援します。

< 現状と課題 >

急速に少子化が進む中、育児の経験不足や相談相手の不在により、子育てに不安を抱えている家庭が増加しています。

感受性の豊かな思春期のうちに命の大切さを学び、将来の健全な父性・母性を育むことが必要です。

安心して妊娠・出産ができるように、妊産婦の不安解消、相談体制等の確立と、経済的支援が必要です。

乳幼児の疾病対策を進めるためには、病気の早期発見・早期治療が重要です。ゆとりをもって子育てができるように、育児不安の解消や養育者同士の交流を図ることが必要です。

幼児・小中学生の一人平均むし歯本数が高く、対策が求められています。

< めざそう指標 >

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
乳幼児健康診査受診率	4ヶ月、10ヶ月、1歳6ヶ月、3歳児健康診査の受診率	96.3%	100.0%
平均むし歯本数	12歳児の一人平均むし歯数（永久歯）	1.81本	1.0本
合計特殊出生率	一人の女性が一生に生む子どもの数を示す指数	1.29	1.4

< 今後の取り組み >

<p><b>1 思春期保健指導の充実</b></p>	
<p>未来のお父さん、お母さんとなる中学生や高校生が、命の大切さを学び、お互いの「生と性」を尊重し、父性・母性を育むための取り組みを推進します。 中・高校生と乳児やその母親とのふれあい体験学習や、中学生に「生と性」の専門的な相談会を開催し、思春期保健指導の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生と性の専門的な相談会事業</li> <li>● 赤ちゃんふれあい体験学習事業</li> </ul>
<p><b>2 妊産婦の健康づくりの推進</b></p>	
<p>妊娠期を健康的に過ごし、安心して出産及び子育てができるような支援を推進します。 妊婦の健康維持・管理のために妊娠届出時の妊婦健康相談、マタニティセミナー、妊産婦訪問指導等の充実を図り、経済的な負担を軽減するために妊婦健康診査費、B型肝炎抗原検査費、妊婦超音波検査費の一部助成等を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊婦健康相談事業</li> <li>● マタニティセミナー事業</li> <li>● 妊産婦訪問指導事業</li> <li>● 妊婦健康診査費助成事業</li> </ul>
<p><b>3 乳幼児の健康づくりの推進</b></p>	
<p>乳幼児の疾病の早期発見・早期治療の推進により、乳幼児の健康の保持増進を図ります。乳幼児健康診査を実施するとともに、受診できない子どもについては家庭訪問を行なうなど、発達状況や健康状態の確認に努めます。 また、新生児期に行なう先天性代謝異常の検査費の一部を助成する等、経済的負担の軽減を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳幼児健康診査事業</li> <li>● 股関節脱臼検診事業</li> </ul>
<p><b>4 むし歯予防の推進</b></p>	
<p>幼児歯科健診、保育園・幼稚園歯科健診、児童生徒の歯科健診を実施し、むし歯の早期発見・早期治療を進めます。 1歳6か月児から3歳6か月児のフッ素塗布、保育園児及び小学生のフッ素洗口を行い、むし歯予防を推進するとともに、保育園や幼稚園、学校での歯科健康教育の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歯科健診事業</li> <li>● フッ素塗布・フッ素洗口事業</li> <li>● 歯科健康教育事業</li> </ul>

< 市民等の役割及び期待 >

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人ひとりが、健やかな母子の育成と地域での子育て支援について理解し、実践することが期待されます。</li> <li>・ 乳幼児の健康診査や健康相談等を適切に利用することが期待されます。</li> <li>・ 将来の親になる人達が乳児とふれあうことにより、命の大切さ等を学ぶことが期待されます。</li> </ul>
--

< 施策名 >

施策	<h1>保育サービスの充実</h1>
11	

< 基本方針 >

子どもを持つ親が、安心して子育てと仕事を両立することができ、子どもたちが心身ともに健やかに育つまちをめざします。

保育園等の園児の年齢構成や、保育ニーズに対応した保育環境の整備、保育サービスの充実等働きやすい環境づくりに努めます。また、保育園等での食育の推進により、小さい頃からの正しい食生活や生活リズムが身につく取り組みを進めます。

また、児童を放課後安心して預けることのできる環境づくりを推進します。

< 現状と課題 >

出生数は少子化の進展により年々減少傾向にあり、平成 18 年では 377 人となっています。しかし、保育園の入園児童数は核家族化や就労形態の多様化により、乳児及び3歳未満児の入園が増加していることから横ばいとなっています。

園児の年齢構成が大きく変化してきており、それに見合った施設の整備や環境づくりが求められています。

核家族や夫婦共働き世帯の増加により、保育時間の延長や休日保育等の保育サービスの拡大が強く求められています。

子どもの食生活をめぐる問題が大きくなる中で、保育園等においては楽しく食えることと、望ましい食習慣を身につけさせる食育への取り組みが必要です。

学童クラブ への入会希望が年々増加してきているので、ニーズに応じた保育を実施する必要があります。

< めざそう指標 >

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
3歳未満児の入園割合	公立及び私立認可保育園の入園児童のうち3歳未満児童の割合	17.2%	20.0%
学童クラブ児童数	-	225人	250人
学童クラブ数	-	6ヶ所	11ヶ所

< 今後の取り組み >

<b>1 3歳未満児の受入拡大</b>	
<p>ひまわり保育園、村松第1、村松第3保育園で生後6ヶ月の乳児から受け入れを実施していますが、乳児保育の受入年齢を更に拡大し、産休明けの生後2ヶ月の乳児から受け入れすることができる保育園の整備を進めます。</p> <p>また、より安全で健やかな保育を進めるため、月齢や定員に合った施設整備や環境づくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳児保育事業</li> </ul>
<b>2 保育サービスの拡充</b>	
<p>今までも延長保育を実施してきましたが、さらなる延長保育時間の拡大や土曜日の通常保育及び休日保育の実施の検討など、引き続き保育サービスの拡充に努め、保護者の多様な就労形態への対応の充実を図ります。</p> <p>また、園児数の変化など保育需要の動向を踏まえながら、保育園の今後の運営や、地域の子育て支援の場としての活用などについて「保育園運営基本計画策定委員会」を設置し検討を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育園運営基本計画策定委員会運営事業</li> <li>● 保育園施設整備事業</li> </ul>
<b>3 民間活力を活用した保育サービスの促進</b>	
<p>平成19年4月に認可私立保育園が開所したことで、民間保育園との連携を強化し、保育時間の拡大や休日保育、土曜日の通常保育など、多様化するニーズに対応した保育サービスの向上を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 私立保育園運営支援事業</li> </ul>
<b>4 園児のための食育の推進</b>	
<p>子どもの健やかな心身の発育のため、食の大切さや楽しみを実感し、発達段階に応じた食育を推進します。</p> <p>また、親子を対象とした食育教室を実施し、子どもたちの生活リズムや食生活の指導などを行い、家庭への波及効果を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食育推進事業</li> </ul>
<b>5 放課後児童の保育サービスの推進</b>	
<p>利用者のニーズに対応した学童クラブの運営に取り組み、仕事と子育ての両立を支援して、児童の健全育成を図ります。</p> <p>また、「放課後子どもプラン」に基づき、教育委員会と連携、一体となって学校施設等を活用し、放課後や長期休暇等における、子どもたちの育成、地域の交流活動に取り組み、総合的放課後児童対策を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）</li> </ul>

< 市民等の役割及び期待 >

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者は、保育園の事業へ参画することが期待されます。</li> <li>・ 保育園を地域の子育て支援の場として活用することが期待されます。</li> <li>・ 食育についての理解を深め、家庭でも実践することが期待されます。</li> </ul>
--

< 施策名 >

施策	<h1>子育て支援の充実</h1>
1 2	

< 基本方針 >

子どもを持つ親と、子育てにかかわる全ての人への負担をやわらげ、安心して子育てができるまちをめざします。

子育て支援センター やファミリーサポートセンター を活用し、情報の提供や相談体制の充実を図ります。育児をしている親が気軽に子育ての仲間づくりができるなど、親子の集える場や環境づくりを進めます。

また、各種助成制度や手当を支給することにより、経済的な負担の軽減を図ります。

< 現状と課題 >

本市の出生数は、5年前の平成13年は459人でしたが平成18年には377人と減少しています。合計特殊出生率も年々低下し、平成13年は1.44でしたが平成18年においては1.29と、少子化は急速に進展しています。

核家族化や少子化、地域社会や家庭での人間関係の希薄化など、子育てを取り巻く環境が大きく変化してきていることから、家庭での育児不安やストレスを抱える人が増えているので、その対策が急務となっています。

きめ細かな子育て支援サービスが必要とされていることから、子育て情報や交流の場を提供するための仕組みづくりが求められています。

医療費の助成や児童手当の支給など、子育てに伴う負担の軽減を図るための子育て支援の充実が求められています。

< めざそう指標 >

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
合計特殊出生率	一人の女性が一生に生む子どもの数を示す指数	1.29	1.4
子育て支援センター利用者数	-	22,413人	27,000人
安心して子どもを産み育てることができると感じている市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	23.4%	50.0%

< 今後の取り組み >

<p><b>1 地域で支える子育て支援の充実</b></p> <p>平成 19 年度に開設したファミリーサポートセンターの充実を図り、提供会員の研修を行い、地域で支える子育て環境の整備を進めます。 また、子育てへの不安や悩みなどを解消し、安心して子育てができる環境づくりを進めるため、母子保健推進員 や子育てグループなどが主体となって実施している、遊びの広場事業の拡充に向けて、情報の交換を行うなど関係団体との連携を強化します。 さらに、母子保健推進員による赤ちゃん訪問などを行い、子育て支援や家庭における養育力の向上に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ファミリーサポート運営事業</li> <li>● 遊びの広場事業</li> <li>● 赤ちゃん訪問事業</li> </ul>
<p><b>2 子育て情報の提供と相談や指導の充実</b></p> <p>子育て支援の拠点である子育て支援センターを気軽に利用できるように、市の広報紙やホームページなどを活用して PR 活動を進めます。 また、子育て支援センターでは、親子の交流の場や保育園、幼稚園等の連携によりタイムリーな子育て情報の提供を行います。 さらに、育児不安の解消を図るため、育児相談会の開催や電話相談、子育てセミナーや離乳食講習会などの充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育て支援センター運営事業</li> <li>● ブックスタート事業</li> <li>● のびのび子育てセミナー</li> <li>● 育児相談事業</li> </ul>
<p><b>3 子育て支援のネットワークづくり</b></p> <p>子育てグループの情報交換会や交流会を実施し、それぞれのグループが活動しやすい環境づくりに努めます。 また、安心して子育てできるように、子育て支援の体制づくりについて、関係機関や団体等と連携を図りながら検討を行ないます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育てグループ育成事業</li> </ul>
<p><b>4 子育てに伴う経済的負担の軽減</b></p> <p>ゆとりを持って子育てができるよう、医療費の助成や児童手当の支給などにより、経済的な負担の軽減を図ります。 子ども医療費助成事業では、平成 19 年 10 月より県の拡大に合わせて、入院費の助成を小学校卒業まで拡大して実施していきます。 また、治療費の補助や障がいのある子どもに対する特別児童扶養手当の支給などを行い、福祉の増進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童手当給付事業</li> <li>● 子ども医療費助成事業</li> <li>● 特別児童扶養手当支給事業</li> </ul>

< 市民等の役割及び期待 >

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て自主グループや支援グループに積極的に参加することが期待されます。</li> <li>・ 育児不安があった時など、行政機関や地域の母子保健推進員に相談することが期待されます。</li> <li>・ ファミリーサポートセンターの提供会員への積極的な参加が期待されます。</li> </ul>
---

< 施策名 >

施策	<h2 style="margin: 0;">援助を必要とする子どもと家庭の自立への支援</h2>
13	

< 基本方針 >

<p>支援を必要としている全ての子どもやその家庭が、安心して生活が送ることのできるまちをめざします。</p> <p>ひとり親家庭への経済的支援と、育児相談や就業相談などの充実に努めます。</p> <p>児童の虐待に対する認識を深めるとともに、虐待の早期発見・早期対応ができる体制づくりを推進します。</p>
---

< 現状と課題 >

<p>ひとり親家族が増加し、子育てに対する不安や大きな経済的負担を抱えている人が増えています。</p> <p>子育てをするための環境は大きく変化してきており、児童虐待に関する相談件数も増加してきています。援助を必要とする子どもやその家庭が自立するための支援が必要です。</p> <p>ひとり親に関する子育て支援や生活支援、経済的支援など、適切に対応できる体制が求められています。</p> <p>児童虐待の早期発見と早期対応のため、要保護児童対策地域協議会の今後の運営や市民への啓発などが課題となっています。</p> <p>配偶者等からの暴力（DV）被害者に適切に対応するための相談窓口体制の整備が課題となっています。</p>
--

< めざそう指標 >

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
児童扶養手当受給者数	-	377人	350人
ひとり親家庭医療費助成対象者数	-	1,174人	1,100人
虐待相談件数	-	31件	50件(注)

(注) 本来は、相談件数を減少させることが望ましいが、被害にあっている自覚がなかったり、被害にあっても隠すケースが多いと思われるため、相談の掘り起し等により、当面は増加の目標数値とします。

< 今後の取り組み >

<b>1 情報提供と相談体制の充実</b>	
<p>ひとり親家庭や障がい児世帯、児童虐待や配偶者等からの暴力（DV）などに対し、子どもの健やかな発達を支援するための情報提供や相談体制を充実します。</p> <p>家庭児童相談室の活用や相談体制の整備を進め、各種制度等を紹介したパンフレットを作成するなど、情報提供の充実に努めます。</p> <p>また、市営住宅への優先入居などの支援を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭児童相談室事業</li> </ul>
<b>2 ひとり親家庭の自立のための制度の充実</b>	
<p>ひとり親家庭の生活の安定を図るため、医療費助成や児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付制度などによる経済的支援や各種制度の利用を促進します。</p> <p>また、育児不安や就業などの相談・支援体制の整備を推進し、自立した生活ができるための支援に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ひとり親家庭等医療費助成事業</li> <li>● ひとり親家庭就業相談事業</li> <li>● 母子寡婦福祉資金貸付事業</li> </ul>
<b>3 児童虐待の早期発見と早期対応の促進</b>	
<p>行政や保育園、幼稚園、学校、警察などの関係機関で構成している要保護児童対策地域協議会を核として、要保護児童に対する適切な支援を行います。</p> <p>また、児童虐待に関する研修を実施するとともに、民生・児童委員や母子保健推進員の協力を得ながら虐待の早期発見と早期対応に努めます。</p> <p>さらに、虐待に関して理解を深めるための啓発を市の広報紙やホームページなどを活用して推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要保護児童対策地域協議会運営事業</li> <li>● 家庭訪問事業</li> </ul>
<b>4 DV 被害者への支援</b>	
<p>広報紙やホームページを活用して DV に関する認識を深めるとともに、民生・児童委員などの協力のもと、情報収集に努めます。</p> <p>また、警察などの関係機関との連携を図り、DV 被害者支援のためのネットワーク化を推進して、安全を確保するとともに相談及び支援に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● DV 被害者相談支援事業</li> </ul>

< 市民等の役割及び期待 >

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心配なことがあった時は早期に行政や関係機関、地域の人に相談をすることが期待されます。</li> <li>・ 障がい者団体等の活動を理解し、支援することが期待されます。</li> <li>・ 地域全体で子育てを支援する意識を持つことが期待されます。</li> <li>・ 虐待、DV に関しての理解を深め、疑われる場合は早期に連絡（通報）することが期待されます。</li> </ul>
--



< 施策名 >

施策	<h1>健康づくりの推進</h1>
14	

< 基本方針 >

市民一人ひとりが主体的に健康づくりや健康管理を行い、生涯にわたりいきいきと健康に暮らせるまちをめざします。

健康の維持と増進に取り組む意識を育み、健康づくりの機会を提供することで、地域と協働した健康づくりを促進します。

栄養・運動・休養・こころの健康づくりについて、医療機関等との連携を図りながら推進します。

< 現状と課題 >

社会全体で健康的な生活を送るための関心が高まっているにもかかわらず、市民の死亡原因は、依然として生活習慣に起因したがん、心疾患、脳血管疾患の三大生活習慣病が上位3位を占めています。

平成18年度に策定した五泉市健康増進計画「健康ごせん21」に基づき、栄養・運動・休養に関する健康づくり事業を重点的に実施する必要があります。まち全体の健康づくりを進めるためには、地域での健康づくりを積極的に進めることが重要です。

最大の死亡原因となっている生活習慣病を予防するために、食生活を改善する取り組みが必要です。

ストレスやこころの病気にかかる人が増えていることから、相談体制の整備や精神保健に関する理解を深めることが求められています。

< めざそう指標 >

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
平均寿命（男性）	-	（H12 五泉地区） 78.1 歳	79 歳
平均寿命（女性）	-	（H12 五泉地区） 85.3 歳	86 歳
三大死因による死亡者数	-	412 人	390 人

< 今後の取り組み >

<h3>1 総合的な健康づくり事業の推進</h3>	
<p>健康づくり推進体制として組織されている五泉市健康づくり推進協議会において、市が実施している健康づくり施策の審議を行い、市民の総合的な健康づくりの推進を図ります。</p> <p>市民が主体となって健康づくりに取り組むことを基本とした健康増進計画「健康ごせん21」に基づき、栄養・運動・休養・ころなど、あらゆる面からの健康づくり事業の実施を進めます。</p> <p>市民や地域、企業等と協働することで、総合的な健康づくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 五泉市健康づくり推進協議会運営事業</li> </ul>
<h3>2 地域の健康づくり活動の推進</h3>	
<p>地域に密着した健康づくりを推進する健康推進委員会で、地域での健康づくりの必要性と意識を啓発し、地域住民が主体的に健康づくり活動を行うための支援に努めます。</p> <p>地域ごとの健康づくり教室や食育教室、幼児と地域高齢者とのふれあい集会などを開催します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域健康推進委員会運営事業</li> <li>● 高齢者と幼児とのふれあい事業</li> <li>● 高齢者お茶の間サロン事業</li> <li>● 健康づくり教室開催事業</li> </ul>
<h3>3 栄養・食生活指導の充実</h3>	
<p>市民一人ひとりが健康的でいきいきとした生活が送れるよう、健康を維持・増進するための栄養指導や食生活の指導を推進します。</p> <p>食生活改善推進委員の協力のもと、健康教室やお茶の間サロン等において生涯を通じた健康づくりや、生活習慣病を予防するための栄養バランスと食生活の改善に向けた指導を行います。</p> <p>また、食生活を改善するための取り組みとして、人生の各段階に応じた一貫性・継続性のある食育を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活習慣病予防栄養指導事業</li> <li>● 食生活講習事業</li> <li>● 食生活改善推進委員協議会運営事業</li> </ul>
<h3>4 こころの健康づくりの推進</h3>	
<p>ストレスやこころの病気に対する理解を深めるため、こころの健康づくりについての講演会等の開催や、広報紙やホームページを活用したPRを推進します。</p> <p>いきいきと自分らしく生活ができるよう、医療機関等との連携を図りながら、ストレスやこころの病気についての相談の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こころの健康づくり講演事業</li> <li>● 精神保健福祉相談事業</li> <li>● 家庭訪問指導事業</li> </ul>

< 市民等の役割及び期待 >

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らの健康に対する意識を持ち、健康づくり活動に主体的に取り組むことが期待されます。</li> <li>・ 地域健康推進委員会活動や健康づくり教室などに、積極的に参加することが期待されます。</li> </ul>
--

< 施策名 >

施策	<h1>保健予防の充実</h1>
15	

< 基本方針 >

<p>市民が自分の健康レベルを容易に知ることができ、自ら疾病の予防を心がけて健康的に生活を送れるまちをめざします。</p> <p>各種健康診査についての重要性を啓発し、受診率の向上と疾病の予防を進め、特に生活習慣病を予防するための取り組みを推進します。</p> <p>また、疾病等により日常の生活が不自由となった人などに対し、その状態に応じた生活ができるよう、リハビリ教室や家庭訪問指導などの充実を図ります。</p> <p>感染症の蔓延防止や感染症に対する偏見・差別を解消するため、啓発活動を推進します。</p>
--

< 現状と課題 >

<p>医療技術の進歩、保健医療体制の整備などにより平均寿命が延びてきている一方で、食生活の変化や運動不足等による生活習慣病の増加、社会環境の変化によるストレス増大など、健康を取り巻く課題は多様化しています。</p> <p>糖尿病等の生活習慣病やがんによる死亡が増加していることから、早期発見・早期治療のため、健康診査の受診率向上が重要です。</p> <p>生活習慣病による医療費の増大や死亡率が増加しているため、生活習慣病予備軍に対して、食生活や生活習慣の改善を指導する必要があります。</p> <p>病気や障害などのため、療養・生活指導が必要な人が増加していることから、自立に向けた保健指導等が必要です。</p> <p>従来感染症に加え、SARS等の新型感染症に対応するため、平成19年4月より施行された、新たな感染症法令に基づいた体制の整備が必要です。</p>
--

< めざそう指標 >

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
基本健康診査受診率	基本健康診査受診者 / 基本健康診査対象者 × 100	43.8%	50.0%
糖尿病代謝異常者の割合	血糖、HBA1c異常者 / 基本健康診査受診者数 × 100	17.9%	10.0%
胃がん検診受診率	胃がん検診受診者 / 胃がん検診対象者 × 100	25.1%	33.0%
子どもの予防接種率	乳幼児・学童予防接種実施者 / 乳幼児・学童予防接種対象者 × 100	77.5%	100.0%

< 今後の取り組み >

<b>1 疾病予防の充実</b>	
<p>基本健康診査及び各種がん検診等を実施し、自らの健康レベルを確認することで、疾病の早期発見と早期治療を推進します。</p> <p>健康診査希望調査を実施し、健康診査の対象者を把握して普及・啓発活動を行ない、各種健康診査の受診率の向上に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本健康診査事業</li> <li>● がん検診事業</li> <li>● 糖尿病検診事業</li> </ul>
<b>2 生活習慣病予防の推進</b>	
<p>健康長寿の最大の阻害要因である生活習慣を予防するためには、その予備軍を把握する必要があります。そのため、基本健康診査や糖尿病検診などの健診結果及び医療機関等との連携により、保健指導を必要とする人の把握に努めます。</p> <p>対象者には各種教室を開催し、生活習慣病についての知識の普及、生活習慣改善のための療養指導を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本健康診査指導事業</li> <li>● 糖尿病予防事業</li> <li>● 高脂血症予防事業</li> <li>● 地区での生活習慣病予防事業</li> </ul>
<b>3 生活訓練・家庭訪問指導の充実</b>	
<p>脳卒中等の病気や障害によって日々の生活が困難となった方に対しては、リハビリ教室を実施し、心身機能の維持を図るとともに、参加者同士の交流や社会参加を促進します。</p> <p>また、妊産婦や乳幼児、生活習慣病予防や介護予防についての保健指導や、精神障がい者や難病、感染症等の療養指導など、保健師等による家庭訪問指導の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機能訓練事業</li> <li>● 家庭訪問指導事業</li> </ul>
<b>4 感染症対策の推進</b>	
<p>子どもや高齢者への予防接種や結核検診等を実施し、感染症予防対策を推進します。また、狂犬病予防接種を行い、飼い犬の適正管理を図ります。</p> <p>さらに、SARS や鳥インフルエンザ 等の新型感染症に対し、緊急時に迅速に対応できる体制整備を進め、広報紙やホームページを活用して感染症に関する最新情報の提供に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 予防接種事業</li> <li>● 結核検診事業</li> <li>● 狂犬病予防接種事業</li> <li>● 新型感染症対策事業</li> </ul>

< 市民等の役割及び期待 >

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らの健康に対する意識を持ち、各種健康診査を積極的に受診することが期待されます。</li> <li>・ 自ら生活習慣病の予防に努めることが期待されます。</li> </ul>
--

< 施策名 >

施策	<h1>食育の推進</h1>
16	

< 基本方針 >

家族みんなが、新鮮で安全な地場農産物を使った料理の並ぶ食卓を囲み、生涯にわたって健康で心豊かな生活が送れるまちをめざします。

食に関する正しい知識を身に付け、自らの食生活を考え、望ましい食習慣を実践するため、食育意識の啓発活動を進めます。学校や保育園等における給食で「地産地消」を推進し、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図ります。

また、食生活の改善による健康づくりを推進するとともに、家庭や地域が連携して食文化の継承を進め、魅力ある食育活動を推進します。

< 現状と課題 >

少子化や核家族化などの家族構成の多様化に伴い、特に食生活を取り巻く環境が大きく変化しています。いつでもどこでも好きな食べ物が食べられるようになり、「食」に対する意識が希薄になりつつあります。

朝食の欠食や栄養摂取、食習慣が乱れてきていることから、子どもの健やかな成長のためにも、正しい生活リズムを確立することが必要です。

学校給食における地場農産物の使用率は、供給体制の違いから地域により異なります。安定的に供給できるシステムの構築が必要です。

日本人の最大の死亡原因となっている生活習慣病を予防するためにも、食生活の改善を推進する必要があります。

食の欧米化により地域の食文化が失われつつあることから、特産農産物を使った郷土料理を次世代に伝えていく必要があります。

< めざそう指標 >

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
毎日朝食をとる子どもの割合	園児から中学生までを対象としたアンケートによる割合	幼児 88% 小学生 88~92% 中学生 86%	100.0%
肥満の子どもの割合	3歳児、小学生、中学生における肥満（肥満度15%以上）の割合	3歳児 男 3.4% 女 5.1% 小学生 11.6% 中学生 10.6%	3歳児 3.0%以下 小学生 7.0% 中学生 7.0%
学校給食における地場農産物利用率	小中学校へ納入する市内産の米・野菜等の数量割合	8.8%	16.0%

< 今後の取り組み >

<b>1 食育意識の啓発の推進</b>	
<p>正しい生活リズムの確立や心身ともに健康であるためには、子どもの頃からのバランスのとれた食事の習慣化が大切です。食育教室を通じた指導や、広報活動による情報提供に努めます。</p> <p>また、食への感心を高めるための啓発活動を進め、家族で協力して買い物や料理を行い、ともに食事をする事で食事のマナーを習得することを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食育推進事業</li> </ul>
<b>2 学校における食育の推進</b>	
<p>「生きた教材」である学校給食を活用し、食に関する指導をさらに充実させるため、指導者研修の実施や「食に関する指導の全体計画」等の作成により、計画的かつ継続的な指導の充実を図ります。</p> <p>また、家庭への理解を深めるため、食育パンフレットの作成、食育だよりの発行などを行ない、食育の推進を図るための情報提供の充実を努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食育パンフレット作成事業</li> <li>● 食育だよりの発行事業</li> </ul>
<b>3 生産者との交流の推進</b>	
<p>食物に対する感謝の念や理解を深めるために、食の楽しさや大切さを経験できるよう、給食交流会の開催など、生産者との交流の機会の充実に努めます。</p> <p>また、野菜の栽培や収穫体験の機会を充実するため、学校や保育園等で行なっている野菜づくりや稲作体験を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農産物栽培体験学習事業</li> <li>● 農業交流事業</li> </ul>
<b>4 地産地消の推進</b>	
<p>安全で安心な地場農産物を子どもたちに提供するため、農家と連携を図りながら学校や園への給食食材の安定した供給体制の確立を推進します。</p> <p>また、旬の野菜料理を紹介した広報活動等により、地場農産物の直売所を幅広い年代層へ利用促進を図り、地場農産物の消費拡大に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地産地消推進事業</li> </ul>
<b>5 食育による健康増進の推進</b>	
<p>乳幼児から高齢者までの人生の各段階に応じた食育指導や情報提供に努めます。</p> <p>また、核家族や共働き家庭の増加等に伴う食事の簡便化傾向に対し、外食や中食 等の際にカロリー表示がされているなど市民が自分の健康に配慮し、自分に適した食事が選択できるよう、関係団体等へ働きかけ、環境の整備に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康づくり支援店普及事業</li> </ul>
<b>6 食文化を伝承する機会の充実</b>	
<p>郷土料理を次の世代に伝えていくために、地域や小中高等学校と連携し、料理講習会の開催や指導者の充実を図ります。</p> <p>また、学校給食においても郷土料理を積極的に献立に盛り込むなど、食文化の伝承に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 郷土料理講習会事業</li> </ul>

< 市民等の役割及び期待 >

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食を通じた健康づくりに努めることが期待されます。</li> <li>・ 家族が一緒になって楽しい食事をする事が期待されます。</li> <li>・ 安全安心な地場農産物に関心を持ち、積極的に利用することが期待されます。</li> </ul>
---

< 施策名 >

施策	<b>高齢者福祉・介護保険の充実</b>
17	

< 基本方針 >

全ての高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、いきいきと安心して生活することができるまちをめざします。

介護状態になることを未然に防ぎ、総合相談などを行うための拠点である地域包括支援センターの強化を図ります。

介護保険制度を安定的に継続できるように、健全な財政運営を推進するとともに、在宅サービス及び施設サービスの充実を図ります。また、年々複雑化してきている介護保険制度の周知や、気軽にできる体操や転倒予防などの健康づくりを進めます。

< 現状と課題 >

高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者がさらに増加することが予想されます。高齢者の自立支援をはじめ、一人ひとりのニーズに合わせた介護予防や介護サービスを提供する必要があります。

介護状態になることを未然に防ぐための健康づくりや、高齢者を取り巻く環境の変化に対応したきめ細やかな支援体制の整備が求められています。

介護サービス利用の伸びが続いていることから、安定した介護保険のために健全な財政運営を進める必要があります。

介護認定者と施設入所希望者の増加に対応するため、ニーズに対応した介護保険事業計画を策定し、安心して在宅生活が送れる環境づくりが求められています。

高齢者とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくための支援が必要です。

< めざそう指標 >

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
居宅介護（支援）サービス受給率	居宅介護（支援）サービス利用者数 / 高齢者数 × 100	10.4%	14.8%
施設介護サービス受給率	施設介護サービス利用者数 / 高齢者数 × 100	3.6%	4.4%
要介護認定者のうち軽度者の割合	(要支援 + 要介護1認定者) / 要介護認定者 × 100	39.8%	39.9%
介護認定率	要介護認定者数 / 高齢者数 × 100	15.8%	17.6%
高齢者になったときも安心して生活することができると感じている市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	24.8%	50.0%

< 今後の取り組み >

<b>1 介護保険財政の健全な運営</b>	
今後も介護サービスを必要とする高齢者の増加が見込まれます。そのため、施設及び在宅の介護サービスと介護予防の充実を図りつつ、介護保険制度の周知を行い、給付の適正化を推進し安定した介護保険財政の健全運営を行います。	介護給付費適正化事業
<b>2 在宅サービスの充実</b>	
生涯にわたって住み慣れた自宅や地域で生活できるよう、訪問介護（ホームヘルプサービス）、短期入所生活（ショートステイ）、通所介護（デイサービス）などの各種在宅サービスの充実を図ります。	居宅介護サービス基盤整備事業
<b>3 施設サービスの充実</b>	
在宅での介護が困難で、施設介護を必要とする高齢者のニーズを把握しながら、介護保険事業計画の策定を進めます。これにより、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの施設サービスの充実を図ります。	介護保険事業計画策定事業 施設介護サービス基盤整備事業
<b>4 生活支援サービスの充実</b>	
高齢者とその家族が必要とする各種生活支援サービスを提供し、住み慣れた地域で安心して生活ができるための支援を行います。	在宅介護支援センター運営事業 地域支え合い事業 いきいきシニアプラザむらまつ整備事業
<b>5 介護予防の推進</b>	
軽度の介護認定者や介護が必要になるおそれのある高齢者が、元気で生活続けることができるための取り組みを進めます。 また、介護予防の情報提供や、健康の維持・増進を図るための軽体操や転倒予防など、気軽に参加できる事業を推進します。	地域支援事業 介護予防PR事業
<b>6 地域包括支援センターによる活動の充実</b>	
地域包括支援センターでは、介護保険、介護予防サービスをはじめ、福祉、保健、医療などさまざまな面から総合的な支援を推進します。 介護に関する悩みや家族の悩みなど多岐多様に渡る相談に対応した総合相談窓口や、高齢者の権利擁護、介護予防プランの作成、関係機関とのネットワークの構築など、高齢となっても地域で住み続けることができるような支援体制を整備します。	地域包括支援センター運営事業

< 市民等の役割及び期待 >

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険制度の理解を深め、適正な介護保険料の納付が求められます。</li> <li>・ 市が提供する介護予防の場に参加することが期待されます。</li> <li>・ できるだけ介護が必要とならないよう、日頃から介護予防や健康づくりに取り組むことが期待されます。</li> </ul>
--



< 施策名 >

施策	<b>保健・医療・福祉体制の充実</b>
18	

< 基本方針 >

誰もがいつでも身近なところで安心して、質の高い保健、医療及び福祉サービスを受けることができるまちをめざします。

医師会等関係機関との連携を強化し、それぞれの役割分担を明確にすることで、良質な医療の確保と救急医療体制の維持や充実に努めます。

多様な保健・医療・福祉ニーズに対応できるよう、各機関の役割分担と、それぞれの専門性を活かした連携と体制整備を推進します。

また、感染症や自然災害などの緊急時に対応できる体制整備を促進します。

< 現状と課題 >

疾病構造の変化に伴う生活習慣病をはじめとしたさまざまな病気が増加しています。また、小児救急医療の確保、寝たきりや認知症等に対応できるよう、一定の水準の医療を、いつでも安心して受診できる体制が急務となっています。

医療制度改革に伴い、医師や看護師などの医療従事者不足、医療費の増大等医療を取り巻く環境が厳しくなっていることから、地域医療・救急医療の体制を維持することが困難となっています。

市民ニーズが多様化・複雑化しているため、分野別ではなく保健・医療・福祉の連携した対応が、強く求められています。

アスベスト等のさまざまな病気や健康被害、新型感染症の発生、大規模災害等の緊急時の健康被害が、最小限に抑えられるような体制整備が求められています。

< めざそう指標 >

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
安心して医療を受けることができると感じている市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	28.7%	50.0%
市民1,000人あたり医師数	医師の数 / 総人口 × 1,000	0.84人	1.0人
市民1,000人あたり一般診療所数	一般診療所の数 / 総人口 × 1,000	(H16) 0.4 箇所	0.5 箇所

< 今後の取り組み >

<h3>1 地域医療体制の充実</h3>	
<p>地域医療体制の充実を図るため、一次医療 を担う診療所及び二次医療 を担う病院の役割分担と連携への支援を行います。</p> <p>市内にある医療機関だけでは、入院や高度な治療を要する医療には対応できない場合があるため、二次医療及び三次医療 については、新潟医療圏との連携をもとに、高度な医療体制の確保に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域医療体制整備事業</li> </ul>
<h3>2 救急医療体制の確保と充実</h3>	
<p>救急患者が休日や夜間でも迅速かつ適正な医療が受けられるよう、一次救急医療 から三次救急医療 までのネットワークをつくり、体制の維持・充実に努めます。</p> <p>特に夜間や休日の救急医療体制について、急病や怪我の程度によって一次医療を担う診療所及び二次医療を担う病院の役割分担を明確にし、市民への周知を図ります。これにより各医療機関の負担が分散でき、持続的な体制の整備と充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救急医療推進事業</li> </ul>
<h3>3 保健・医療・福祉のネットワークづくりの推進</h3>	
<p>誰もが利用しやすい保健・医療・福祉の分野での総合的な連携を図ります。</p> <p>複雑な問題や相談などに対応するため、各機関の円滑な連携を図るとともに、それぞれの専門性を活かした役割分担のもと、保健・医療・福祉の総合的なネットワークづくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ネットワーク環境整備事業</li> </ul>
<h3>4 健康危機管理機能の強化</h3>	
<p>ノロウイルス・鳥インフルエンザ等の新型感染症や、地震や水害等の自然災害やテロなどに備えて、関係機関との連携・訓練・研修を通じ、緊急時における市民の健康管理が迅速かつ適切に行える体制づくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康危機管理事業</li> </ul>

< 市民等の役割及び期待 >

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜間の救急医療機関や土日・祝日の急患当番医を把握しておくことが期待されます。</li> <li>・ 緊急時の対応について、あらかじめ家庭や地域において話し合うことが期待されます。</li> <li>・ 医療機関は、一次医療と二次医療の役割分担を明確にし、持続的な医療体制の整備に努めることが期待されます。</li> </ul>
--

< 施策名 >

施策	<b>社会保障制度の円滑な運営の推進</b>
19	

< 基本方針 >

健康で文化的な最低限度の生活を営むためには、社会保険や公的扶助などの社会保障制度の充実と維持が必要です。

国民健康保険・後期高齢者医療や国民年金、生活保護など各制度の安定・円滑な運営を行い、市民が疾病や老後の生活、不慮の出来事による生活苦などの不安をなくし、安心して暮らせるまちをめざします。

< 現状と課題 >

国民健康保険は近年著しい医療費の伸びや、景気の低迷などによる加入者の増加に伴い保険財政運営は厳しくなっています。また、保険税の収納率は低下し、健全な財政運営が大きな課題となっています。

老人医療は、高齢化の進展とともに医療費の伸びが増大し、平成20年度より市町村単位で行ってきたものから県下で統一された新たな後期高齢者医療制度（75歳以上の人が全て加入する）としてスタートします。この制度の内容をいち早く市民に周知していく必要があります。

年金制度にはサラリーマンが加入する厚生年金などその他の人が加入する国民年金があります。給料から天引きされる年金に比べ、国民年金は年金不信による未加入や未納者の増加が大きな問題となっています。

生活保護については、高齢化の進展や地場産業の低迷などが影響し、保護率が年々増加しています。生活の維持が困難な世帯への適切な支援が求められるとともに、関係機関との連携をより強めて、自立へのサポートを行う必要があります。

< めざそう指標 >

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
一人あたりの医療費	国民健康保険における一人あたり療養諸費（年報一般より）	220,981円	248,700円
国民健康保険加入者の健康診査受診率	国保特定健診対象者（40歳から74歳）のうち、基本健康診査受診率	25.3%	58.0%
国民健康保険税（現年度分）収納率	国民健康保険税（現年度一般分）の収納率	92.6%	94.1%
生活保護者数	人口1000人に対する生活保護者の数	3.99人	3.99人

< 今後の取り組み >

<h3>1 国民健康保険財政の健全化</h3>	
<p>国民健康保険財政の健全化を図るため、収納率の向上や事務の効率化と医療費の適正給付・助成に努めます。</p> <p>また、医療費抑制のために健康診査を実施し疾病の早期発見を図るとともに、生活習慣病への対策や健康指導を充実し、安定した国民健康保険運営を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 税収向上対策推進事業</li> <li>● 医療費適正化事業</li> <li>● 健康診査指導事業</li> </ul>
<h3>2 高齢者の新たな医療制度への移行</h3>	
<p>現在の老人保健法に基づく75歳以上（一定の障害のある人は65歳以上）の人を対象とした老人医療制度が平成20年度から新たな後期高齢者医療制度へと移行します。各々の市町村で行ってきたものが県下一つに統合されることにより、さまざまな制度が変更されます。これらの制度の内容が決定したのから順次お知らせし、サービス低下とならないような体制作りを努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 後期高齢者医療制度構築事業</li> </ul>
<h3>3 国民年金制度の周知</h3>	
<p>関係機関との連携を強化し、国民年金制度の必要性や年金に対する関心を高め、各種年金制度への理解を深めるための広報・啓発活動を推進します。</p> <p>また、転職等に伴う未加入期間の発生を防止するとともに、納付の促進を行い、無年金者の解消に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年金制度啓発事業</li> </ul>
<h3>4 生活保護世帯の自立促進</h3>	
<p>生活保護率は近年大幅に伸びてきました。この原因として地場産業の低迷や高齢化の進行により就業の機会が減少していることなどが考えられます。</p> <p>さまざまな理由により、生活に困窮している世帯が、健康で文化的な生活を営むことができるよう適切な支援を行います。また、国の生活保護世帯自立支援プログラムを活用して、保護世帯が就業できるよう働きかけるなど関係機関と緊密に連携し、自立支援を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活保護扶助事業</li> </ul>

< 市民等の役割及び期待 >

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保障の根幹である国民健康保険や国民年金などの趣旨を理解し、適正に納付することが求められます。</li> <li>・ 自らの健康に対する意識の高揚や、健康づくり活動に取り組むことが期待されます。</li> </ul>
--

< 施策名 >

施策	<b>安全・安心な水の供給</b>
20	

< 基本方針 >

<p>私たちが毎日利用している水道水は、五泉の豊かな自然が育んだ良質な地下水、伏流水、湧水や河川水から作られ、健康で文化的な生活や各種の産業活動を営むために欠くことのできないものです。</p> <p>快適な生活や産業活動の原動力として安全で安心なおいしい水、災害に強く安定した水が供給されるまちをめざします。</p> <p>水源環境保全を図るための啓発活動や災害に強い水道施設の整備を進めます。また、山間地域の安全・安心で安定的な水の供給を図るため、簡易水道の上水道への統合を検討するとともに、水道事業全体の経営の安定に努めます。</p>
---

< 現状と課題 >

<p>当市の水道は、2つの上水道事業と5つの簡易水道事業、1つの小規模水道事業により実施しています。水道事業は、水源の大部分を良質な地下水に頼っていることから、浄水処理の経費も低く抑えられるとともに、設備投資も抑制できたことから、事業経営は比較的安定しています。一方、簡易水道事業は、不安定な水源問題や浄水施設整備などの問題を抱えているとともに、経営の効率化が課題となっています。</p> <p>生活や産業活動による水質環境の悪化を防止するため、環境保全に向けた啓発活動や情報公開を進めることが必要です。</p> <p>老朽化した水道施設が多いことから、改良や耐震化を行うなど、災害に強い施設整備を進めることが必要です。</p> <p>河川水などを水源とした簡易水道では、水源の水質が不安定なため、その対応が課題となっています。</p> <p>安定した経営と給水を図るため、2つの上水道事業の統合が課題となっています。</p>
---

< めざそう指標 >

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
石綿配水管の更新	上水道・簡易水道の石綿管 残存延長の率	31.1%	23.0%
配水管の漏水件数	-	29件	20件
有収率	給水量のうち料金収入など収益につながった水量の割合	87.4%	90.0%

< 今後の取り組み >

<h3>1 水源環境保全の啓発活動</h3>	
<p>水源環境が悪化すると、水質にも悪影響が現れます。水質が悪化した場合は、基準を満たすために薬剤などを増量するため、現在の水よりも、おいしくない水を利用することになるほか、浄水処理施設の改良や維持管理などの経費も増大することになります。</p> <p>生活や産業活動に起因する影響を少しでも軽減し、自然が育んだ大切な水源を将来にわたり守っていくため、水道施設見学などを通じて水環境に関する啓発を推進します。</p> <p>また、水源や給水栓の水質検査結果を広報紙やホームページに掲載するなど情報の公開を積極的に進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水質検査事業</li> <li>● 水道施設見学事業</li> <li>● 水環境啓発活動事業</li> </ul>
<h3>2 災害に強い水道施設の整備</h3>	
<p>五泉水道・村松水道・近接する簡易水道の一体化した水道施設の構築をめざして、整備計画を策定します。</p> <p>また、老朽化した水道施設の更新にあわせて管網の整備や改良、施設の耐震化を計画的に整備し、災害に強い水道施設の整備を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水道事業統合計画策定事業</li> <li>● 配水管更新事業</li> <li>● 配水池増設事業</li> </ul>
<h3>3 簡易水道の上水道への統合推進</h3>	
<p>河川水や伏流水を水源としている箇所については、水質が不安定で突発的に悪化することがあります。簡易水道と上水道の統合や、新たな浄水処理方法を検討し、安全・安心・安定した上水道事業を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水道事業統合計画策定事業</li> <li>● 簡易水道統合事業</li> <li>● 簡易水道基幹改良事業</li> </ul>
<h3>4 水道事業経営の安定化</h3>	
<p>水道経営の状況などの情報を広報紙やホームページでわかりやすく公開することにより、水道事業の透明性を高め、市民から信頼される経営を進めます。</p> <p>また、有収率及び水道料金の収納率の向上や、市町合併による 2 つの異なる料金体系について統一し、経営の安定に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水道事業経営安定化事業</li> </ul>

< 市民等の役割及び期待 >

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水を大切に使うことが期待されます。</li> <li>・ 将来にわたり水源を良好に保つため、水環境に関心を持つことが期待されます。</li> <li>・ 災害に備え、飲料水の確保に心がけることが期待されます。</li> <li>・ 水道料金の適正な納付が求められます。</li> </ul>
--

< 施策名 >

施策	<h1>交通安全と防犯の推進</h1>
2 1	

< 基本方針 >

<p>身近な生活の中に犯罪や事故などがなく、誰もが安心して豊かな暮らしができるまちをめざします。</p> <p>市民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通ルール・マナーを遵守した、交通事故のない安全な環境を整備します。</p> <p>また、市民一人ひとりの防犯意識を高め、犯罪が発生しにくい環境を整備するとともに、悪質な販売や消費者トラブルに巻き込まれないための相談体制を充実します。</p>
---

< 現状と課題 >

<p>不審者事件や交通事故、消費者トラブルなどに対し、市民の命と財産を守るための取り組みが必要とされています。</p> <p>当市は事故のないまちをめざし、交通安全都市を宣言しています。交通安全意識の啓発活動やカーブミラー等の整備を推進し、交通事故件数は年々減少してきていますが、かけがえのない市民の命を守るため、引き続き交通安全への取り組みを進める必要があります。</p> <p>全国各地で痛ましい事件が発生しており、防犯活動の重要性は日増しに強くなってきています。当市においても、不審者の出没や車上狙いなどが発生していますので、安全で安心なまちづくりを積極的に進める必要があります。</p> <p>近年、商品形態の多様化や契約の複雑化に加え、悪質な販売活動による被害が増加するなど、消費生活に関する問題が深刻化しています。消費者相談窓口の充実と消費者関係組織と連携した消費者への啓発などが課題となっています。</p>
--

< めざそう指標 >

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
安心して歩道を通行することができると感じている市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	34.4%	50.0%
交通事故の発生件数	-	256 件	200 件
犯罪件数	-	377 件	250 件

(注) 防犯活動(組織数、活動数など)の状況を示す指標については、今後、実態調査をした上で指標を設定するとともに、施策管理を行います。

< 今後の取り組み >

<p><b>1 交通安全意識の高揚</b></p>	
<p>子どもたちや、高齢者などに交通ルールを身につけてもらうため、地域や職場単位で交通安全講習会を開催します。また、広報紙やホームページなどを活用して交通安全意識の高揚と普及を推進します。</p> <p>春、秋の交通安全運動や、夏、冬の交通事故防止運動を、警察や関係団体と連携を図りながら交通事故防止に努めます。</p> <p>万が一交通事故に遭った場合に備え、交通災害共済の加入や給付内容の周知を図り、加入者の増加に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通安全指導・啓発事業</li> <li>● 交通安全災害共済事業</li> </ul>
<p><b>2 交通安全施設の整備の推進</b></p>	
<p>歩行者と運転者の安全を確保するため、防護柵やカーブミラーなどを設置するとともに、交通安全看板の作成及び設置など、交通施設の更なる整備を推進します。</p> <p>また、交差点の改良や信号機等の設置などが必要な場合、関係機関への働きかけに努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通安全施設整備事業</li> </ul>
<p><b>3 防犯意識の啓発の推進</b></p>	
<p>犯罪を未然に防ぐため、広報紙やホームページなどを活用した防犯関連情報を積極的に提供するとともに、防犯意識の高揚を図るための啓発活動を推進します。</p> <p>また、各種防犯講習会等への参加を促進し、地域や市全体の防犯活動の活性化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防犯意識啓発事業</li> </ul>
<p><b>4 地域における防犯体制支援の充実</b></p>	
<p>市や警察などの防犯関係団体で組織する防犯組合連合会 が実施する防犯講習会や研修会、情報紙の発行や防犯看板の設置などを支援し、地域と行政が一体となった防犯活動を推進します。</p> <p>また、子どもたちの安全確保や盗難などの犯罪を未然に防ぐため、巡回パトロールや不審者対策などの活動を促進します。</p> <p>さらに、地域における防犯環境を整備するため、防犯灯設置等の支援を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防犯灯設置事業</li> <li>● 巡回パトロール事業</li> </ul>
<p><b>5 消費者相談体制の充実</b></p>	
<p>年々複雑化・悪質化してきている消費者トラブルや詐欺行為に遭遇しないように、さまざまな消費生活情報の提供に努めます。</p> <p>万が一遭遇した場合でも被害を最小限に抑え、また、わかりにくい商品販売や契約への適切な対応ができるよう、県消費生活センターや消費者協会等と連携し、相談窓口の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消費者保護推進事業</li> </ul>

< 市民等の役割及び期待 >

<p>交通安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普段から交通ルール・マナーを守ることが求められます。</li> <li>・ 交通安全教室に、積極的に参加することが期待されます。</li> </ul> <p>&lt;防犯対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯関係団体や地域における防犯活動（子どもを見守る活動等）への参加が期待されます。</li> </ul> <p>消費者保護対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害に遭わないため、日頃から情報収集に心がけることが期待されます。</li> </ul>
---



< 施策名 >

施策	<h1>地球環境の保全</h1>
22	

< 基本方針 >

資源やエネルギーの大量消費により、地球温暖化や大気汚染・水質汚濁などの環境破壊が進んでいます。次世代に豊かな自然と命を引き継ぐために、地球環境を保全し、安心して暮らせるまちをめざします。

環境問題に対する意識啓発を進め、自然環境の保全を図ります。また、省資源・省エネルギーなどを進めるため、ライフスタイルの改善や水質をはじめとする環境汚染防止対策の推進、新エネルギーの普及活動を進めます。

< 現状と課題 >

大量生産や大量廃棄など資源やエネルギーの大量消費により、地球温暖化やオゾン層の破壊、水質汚濁や大気汚染など地球規模で環境破壊が進んでいます。京都議定書に基づき、地球温暖化防止対策をより積極的に取り組む必要があります。

市民や事業者が、環境保全に対する関心を高めることや、地域の自然環境への理解を深めることが課題となっています。

市民や事業者が、日常生活や事業活動において省資源や省エネルギーなどの環境に配慮した主体的な行動をとることが課題となっています。

水質・大気汚染防止、水環境の保全を図るため、監視体制の整備や公害防止に配慮した事業活動の促進が課題となっています。

ダイオキシン類などの環境汚染物質への適切な対応が必要となっています。新エネルギーへの理解や、利用の促進と公共施設への計画的な導入が課題となっています。

< めざそう指標 >

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
市全体の温室効果ガスの推計排出量	五泉市全体のエネルギー供給量 × 係数	(H17) 約 40 万 t	減少をめざす
こどもエコクラブ への加入団体数	-	1 団体	50 団体
環境学習会やイベントなどへの参加者数	市が実施する環境学習会やイベントなどへの参加者数	112 人	700 人
騒音・大気汚染などの公害に悩まされていると感じていない市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	56.3%	70.0%
生活の中で省エネを心がけている市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	未実施	65.0%

< 今後の取り組み >

<b>1 環境問題に対する意識啓発と自然体験の充実</b>	
<p>環境情報の収集・提供に努め、環境学習リーダー養成講座などの学習環境の充実を図り、環境保全団体等の育成を進めます。</p> <p>また、自然体験型の学習会や関係団体と連携した講座などの実施により、市民や事業者の環境保全に関する関心を高めます。</p> <p>さらに、自然観察イベントの開催や自然環境マップの作成など、豊かな自然にふれあう機会を提供します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境学習リーダー養成事業</li> <li>● こどもエコクラブ事業</li> <li>● 環境学習事業</li> </ul>
<b>2 自然環境の保全と再生の推進</b>	
<p>自然の恵みや四季の潤いを感じられる地域を守るため、自然環境の状況を把握し、貴重な動植物の保護を進め、地域や環境団体と連携した自然環境の保全を進めます。</p> <p>また、各種公共工事においては、自然環境に配慮した工事の実施を促進するため、多自然型工法を導入します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境人材バンク事業</li> <li>● 環境配慮型公共工事の推進に関する指針策定事業</li> </ul>
<b>3 省資源と省エネルギーの推進</b>	
<p>一人ひとりが日常生活や事業活動が環境に与える影響を認識し、環境に配慮した行動を続けていく必要があります。そのために、省資源やリサイクル、環境にやさしい製品の利用や自家用車利用の抑制などの市民生活の定着化を進めます。</p> <p>また、行政は、省エネルギーへ率先的に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境マネジメントシステム（EMS）認証取得支援事業</li> </ul>
<b>4 公害防止対策の推進</b>	
<p>安心して生活できる生活環境を保全するため、河川や工場排水などの水質管理体制を整え、大気汚染、騒音、地下水位観測等の測定監視を行います。</p> <p>また、環境汚染等が発生した場合は、発生要因への的確な対応を行うとともに、本市の豊かな水環境の保全を図るため、汚染防止対策の強化、地盤沈下対策や濁水対策なども含めて適切な対応を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川水質監視事業</li> <li>● (仮称)水環境プラン策定事業</li> </ul>
<b>5 環境汚染物質の排出抑制</b>	
<p>ダイオキシン類などの有害物質については、情報収集や実態調査に努め、市民や事業者に正しい知識や情報を提供します。また、事業者に対しては、環境汚染物質排出・移動登録（P R T R）制度の周知と適正管理を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有害物質管理適正事業</li> </ul>
<b>6 新エネルギーの普及</b>	
<p>二酸化炭素の発生を抑制し、環境への負荷の低減を図るため、太陽光発電システムなどの新エネルギーの一般家庭への利用促進を進めるとともに、公共施設等への率先導入に努めます。また、バイオマスエネルギーや未利用エネルギーなどの活用についても検討を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新エネルギー普及推進事業</li> </ul>

< 市民等の役割及び期待 >

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境学習やイベントなどへ積極的に参加することが期待されます。</li> <li>・ 日頃から節水を心がけるなど、環境に配慮したエコライフに取り組むことが期待されます。</li> <li>・ 自然の恵みや四季の変化を感じとり、日頃から身近な自然を大切にすることが期待されます。</li> <li>・ 事業者については、環境に配慮した事業活動が期待されます。</li> </ul>
---

< 施策名 >

施策	<b>信頼できる消防・救急体制の推進</b>
23	

< 基本方針 >

<p>消防・救急・救助体制を充実させ、火災をはじめとするさまざまな災害や救急事故などへの対応が、迅速かつ的確に行われ、一人でも多くの生命と財産が守られるまちをめざします。</p> <p>また、火災予防対策と応急手当の普及を図り、市民と消防が一体となった災害の少ない安心できるまちをめざします。</p> <p>消防体制の充実と消防施設等の整備を図るとともに、幼少年婦人防火クラブ等の活動を積極的に進めるなど、火災の発生予防の啓発に努めます。</p> <p>救急隊員等の活動技術の向上や体制整備を図り、救急救命率の向上に努めるとともに、家庭や事故現場で市民が応急手当をできるよう、講習会を開催して普及と啓発を図ります。</p>
---

< 現状と課題 >

<p>火災予防活動を通じて市民の意識啓発に努めているものの、依然として不注意による火災発生が多い状況です。また、心疾患の増加等により疾病構造が変化し、救急需要は年々増加しています。そのため、迅速かつ的確な対応と、積極的な災害防止活動の推進が求められています。</p> <p>消防団員の担い手の確保が課題となっています。</p> <p>防火水槽や消火栓の整備や老朽化に伴う車両の整備が求められています。</p> <p>火災を未然に防ぐための取り組みが課題となっています。</p> <p>救急需要が年々増加しており、救急体制の充実と救急車等の整備が必要です。</p> <p>心臓停止患者等の救命率を上げるために、市民への応急手当の普及と啓発などが必要です。</p>
--

< めざそう指標 >

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
消防団員の充足率	消防団員数 / 消防団員の定員数 × 100	96%	100%
消火栓等の充足率	消防水利設置数 / 国で定める消防水利の基準数 × 100	78%	81%
火災発生件数	-	13件	10件
心肺停止患者への応急手当実施率	心肺停止患者へ市民が実施した応急手当実施数 / 心肺停止患者の人数 × 100	30%	50%
普通救命講習会の受講者総数	H10年からの普通救命講習会を受講した総人数	1,873人	4,000人

< 今後の取り組み >

<p><b>1 消防体制の充実</b></p> <p>複雑多様化している火災をはじめとしたさまざまな災害に、迅速かつ的確に対応するため職員の資質の向上を図ります。</p> <p>また、地域防災活動の中心的役割を担う消防団員の担い手が不足していることから、消防団員の待遇面や安全装備等処遇改善を行い、加入促進を図ります。</p> <p>さらに、よりきめ細かな消防団活動をするため女性消防団員の積極的活用を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防職員研修事業</li> <li>● 消防団員育成事業</li> </ul>
<p><b>2 消防施設等の整備</b></p> <p>火災などの災害による被害の軽減を図るため、老朽化した消防車両の更新や装備の充実を進めるとともに、消火栓や防火水槽等の計画的な設置を図ります。</p> <p>また、消防団の機動力向上と装備の充実を図るため、全ての消防団に小型動力ポンプ積載車を配置し、災害への対応力を高めるとともに、老朽化の著しい消防器具置場やホース乾燥塔等の施設改修に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防車両整備事業</li> <li>● 消火栓・防火水槽整備事業</li> <li>● 小型動力ポンプ整備事業</li> <li>● 積載車整備事業</li> <li>● 消防器具置場等整備事業</li> </ul>
<p><b>3 火災予防対策の推進</b></p> <p>火災の発生を未然に防止するため、防火対象物などの立入検査を強化するとともに、防火管理者の指導育成に努めます。</p> <p>また、住宅火災が多数を占めていることから、子どもや主婦などで組織している幼少年婦人防火クラブの活動を積極的に推進します。</p> <p>さらに、事業所が集まり自主的に組織する防火協力団体と連携を強化し、火災予防の啓発活動に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 予防査察推進事業</li> <li>● 住宅用防災機器設置啓発事業</li> <li>● 防火協力団体連携強化活用事業</li> <li>● 火災予防啓発事業</li> </ul>
<p><b>4 救急救助体制の充実</b></p> <p>救急体制について、医療技術の進歩に伴い高度化する救急活動と、年々増加する救急需要に的確に対応するため、救急隊員の研修などを充実し、職員の資質向上に努めるとともに、救急隊員の専任化をめざします。また、救急車の搬送時や緊急の際の受け入れ病院のネットワーク化の整備を進めます。</p> <p>さらに、救助体制について、複雑かつ大規模化するさまざまな災害に万全を期するため、救助隊員の資質向上に努めるとともに、救急・救助車両の適正な更新と装備の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救急救命士養成事業</li> <li>● 高規格救急自動車整備事業</li> <li>● 救助資機材等総合整備事業</li> </ul>
<p><b>5 応急手当の普及と啓発の推進</b></p> <p>心臓停止患者等の救命率を高めるためには、救急車が到着する前に、その場に居合わせた市民による素早い応急手当が不可欠です。市民、事業所などを対象とした救命効果の高いAED(自動体外式除細動器)の取り扱いなどの普通救命講習会を積極的に開催して、応急手当の知識と技術の普及啓発に努めます。</p> <p>また、119番通報の際、通報者に対して応急手当を指導する口頭指導体制の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急手当普及啓発事業</li> <li>● 口頭指導体制強化事業</li> </ul>

< 市民等の役割及び期待 >

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災発生時の対応方法を身に付けることが期待されます。</li> <li>・ 市民自ら火災予防に取り組むことが期待されます。</li> <li>・ 市民及び事業所は、消防団活動を理解し、参加、協力することが期待されます。</li> <li>・ 救命講習会などへの積極的な参加が期待されます。</li> </ul>
--

< 施策名 >

施策	<b>防災意識の高揚と防災施設整備 の推進</b>
24	

< 基本方針 >

地震や台風、大雨などのさまざまな災害に対応した体制を整え、災害に強いまちをめざします。

防災に対する意識の啓発と知識を普及するため、広報活動の推進や防災訓練を実施するとともに、地域防災力の要であるコミュニティの自主防災組織の育成を促進します。

また、災害による被害を最小限に食い止めるために、防災施設や情報伝達網などの体制整備を推進します。

< 現状と課題 >

「中越地震」など、過去に類のない地震や集中豪雨が頻発していることから、住民と地域と行政が連携した防災体制が必要です。

地域の避難誘導や避難所運営には、お互いが助け合う防災組織の育成が重要です。

浸水被害を解消するため、河川や水路を整備する必要があります。

土砂災害から人家や公共施設を守るため、防災施設の整備を促進する必要があります。

災害時において、迅速で適切な対応を行なうためには、より多くの情報伝達を可能とする体制の強化を推進する必要があります。

< めざそう指標 >

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
自主防災組織率	自主防災組織世帯数 / 全世帯数 × 100	2.7%	5.0%
避難場所を知っている市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	66.5%	80.0%
防災対策を行っている市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	12.9%	50.0%

< 今後の取り組み >

<h3>1 防災意識の高揚</h3>	
<p>災害などの際に適切な行動がとれるよう、防災マップや広報紙等を活用した啓発活動を行い、防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及を積極的に推進します。</p> <p>また、地域自主防災組織や防災関係機関、行政が一体となった総合的な地域防災訓練などを実施し、地域ぐるみの防災意識の高揚に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災啓発活動事業</li> <li>● 地域防災訓練事業</li> </ul>
<h3>2 防災体制の整備</h3>	
<p>震災や風水害などさまざまな災害に即応できるよう、地域防災計画に基づき関係機関との連携を図りながら、防災体制の強化を推進します。特に、高齢者や障がい者などの災害弱者の円滑な避難誘導を行うため、情報伝達や避難支援体制の充実に努めます。</p> <p>そのため、地域における自主防災組織の育成や指導者の資質向上の支援を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域防災訓練・水防訓練事業</li> <li>● 防災組織づくり支援事業</li> </ul>
<h3>3 防災施設等の整備の推進</h3>	
<p>学校や道路、上下水道などの公共施設の耐震化を計画的に進めるとともに、避難場所やライフライン、災害備蓄品などの確保を推進します。特に過去の浸水被害状況等を踏まえ、河川や道路、下水道雨水幹線等の整備を推進します。</p> <p>また、土砂災害発生危険箇所の調査・指定に努め、危険区域の定期的な巡視員体制の整備を図るとともに、荒廃した山地の復旧を進め、災害の防止・軽減を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 雨水路整備事業</li> <li>● 地滑り危険箇所巡視事業</li> <li>● 公共施設耐震化事業</li> </ul>
<h3>4 迅速な情報伝達の充実</h3>	
<p>災害時において、現場との連絡手段を確保し、より迅速で正確な情報を伝えるための連絡網や防災行政無線の整備を検討します。</p> <p>また、火災や地震、台風や大雨などのさまざまな災害情報など、ホームページ等を活用した情報提供により、二次災害等の防止に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災情報提供事業</li> </ul>

< 市民等の役割及び期待 >

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険箇所等を発見した場合は、速やかに通報することが期待されます。</li> <li>・ 災害に備えた自主的な防災活動をすることが期待されます。</li> <li>・ 訓練や地域の防災組織へ積極的に参加することが期待されます。</li> </ul>
--

< 施策名 >

施策	<b>雪害対策の推進</b>
25	

< 基本方針 >

雪国に位置する本市において、雪害対策が不可避な状況となっています。地域ぐるみで雪害対策に取り組み、誰もが不安なく安全に暮らせるまちをめざします。  
 除雪機械や融雪施設の整備を促進し、冬期間の交通の確保に努めます。  
 また、高齢者や障がい者など、除雪の対応が困難な世帯に対する支援を促進します。

< 現状と課題 >

毎年の降雪量はその年によって異なるものの、万一の豪雪に備えた体制の整備が不可欠な状況です。  
 雪害対策は、昭和50年代末での異常豪雪を契機に、除雪機械や融雪施設の整備を行うなど道路交通の確保を中心に推進してきました。近年、高齢者世帯の増加や経済状況の変化などにより、行政のみで対応することが難しい状況が増えてきています。  
 降雪は、通勤、通学、救急、消防などの日常生活に支障を及ぼすことから、スムーズな道路交通機能を確保する必要があります。  
 山ろくに位置する集落が多いことから、降雪量の多い山間部に対する雪害対策が必要です。  
 機械除雪が困難な幅の狭い道路や、自力で除雪することが困難な高齢者世帯などに対応するため、市民と行政が一体となった取り組みが求められています。

< めざそう指標 >

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
雪が降っても日常生活に大きな支障がないと感じている市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	28.3%	40.0%
消雪パイプの整備延長	実延長距離（累計）	36.2 km	44.0 km

< 今後の取り組み >

<b>1 歩道除雪の推進</b>	
<p>降雪時における歩行者の安全確保を図るために、歩道の除雪が必要となっています。</p> <p>通学や日常生活の安全な歩行空間を確保し、利便性を高めるため、小型除雪機械などを活用した歩道除雪作業を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歩道除雪事業</li> </ul>
<b>2 道路除雪の推進</b>	
<p>一般交通の確保及び歩行者の安全と利便性を図るため、除雪を想定した道路整備に努めます。老朽化した除雪機械の計画的な整備を進めるとともに、除雪機械を確保するため除雪業者との連携を図り、市内全域をカバーした除雪作業を実施します。</p> <p>また、降雪量の多い山間地においては、きめ細かいパトロールを実施して市民生活の安全確保に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路除雪事業</li> </ul>
<b>3 消雪パイプ整備の推進</b>	
<p>市街地等で道幅が狭く除雪が困難な道路における交通の確保を図るため、消雪パイプの計画的な整備を推進します。なお、実施にあたっては、地下水の保全や有効活用に配慮しながら、整備を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 雪寒地域道路整備事業</li> </ul>
<b>4 地域と一体となった除排雪の推進</b>	
<p>除雪作業中の機械の騒音・振動や、除雪作業の妨げとなる迷惑駐車、屋根雪等の適切な排雪など、地域住民の理解と協力のもとに除排雪ができるよう、広報紙やホームページなどを活用した啓発に努めます。</p> <p>また、各地区や集落における共同除雪に除雪機械を貸し出すなど、市民と行政が一体となった除雪体制づくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 除排雪支援事業</li> </ul>
<b>5 生活弱者への支援</b>	
<p>高齢者世帯や障がい者世帯など、自力で除雪作業が困難な世帯に対応するため、地域コミュニティを活用したボランティアなどによる助け合いの除雪体制を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 老人世帯等雪おろし支援事業</li> </ul>

< 市民等の役割及び期待 >

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 路上駐車や道路への雪出しの防止などにより、除雪作業へ協力することが求められます。</li> <li>・ 地域ぐるみで助け合いながら除雪を行うことが期待されます。</li> </ul>
--